

県営林間伐素材生産販売事業委託要領

昭和 56 年 9 月 21 日 56 林第 380 号
平成 63 年 5 月 31 日 63 林第 419 号
平成 17 年 11 月 9 日 17 林第 781 号
平成 18 年 6 月 1 日 18 林第 233 号
平成 18 年 9 月 4 日 18 林第 426 号
平成 21 年 5 月 25 日 21 林第 224 号
平成 22 年 3 月 29 日 21 林第 224 号
令和 3 年 9 月 28 日 3 林第 235 号
最終改正 令和 4 年 4 月 1 日 4 林第 32 号

(目 的)

第1 この要領は、県営林の間伐作業、間伐材の生産及び販売の委託に関する必要な事項を定め、間伐を円滑に促進することにより、健全な林分の育成と優良材の生産増大を図り、併せて間伐材の有効利用を図ることを目的とする。

(委託事業の範囲)

第2 委託事業の範囲は、県が指示する立木の伐倒、造材、集材、運材、作業道（路）開設（補修）及び木材市場等における販売（以下「市売」という。）とする。

(事業の対象林分)

第3 この事業は、おおむね6齢級以上の人工林の林分を対象として実施するものとする。

(事業の実施)

第4 事業実施の方法は、直営の場合を除き、県営林作業委託実施要領に基づいて実施する。

(契約の方法)

第5 契約の方法

契約の方法は、県営林作業委託実施要領第5の規定による。ただし、契約書は県営林間伐素材生産販売事業委託契約書（様式1）を使用するものとし、標準仕様書は、別紙標準仕様書に定めるとおりとする。

(素材の出荷)

第6 素材は、県が指定する木材市場等に出荷するものとする。

(市売結果報告)

第7 木材市場等が市売を行った場合は、30日以内に木材市場等から市売結果の精算書を提出させるものとする。

(販売代金の納入)

第8 県は、受託者又は木材市場等から市売結果等による精算書及び販売手数料請求書（様式2）の提出があった場合には、期限を定めて精算代金を納入させるものとする。

(販売手数料)

第9 販売手数料は、整理費及び手数料等の販売諸経費とし、木材市場等からの市売結果等による精算書及び販売手数料請求書又は市売結果等による精算書により提出させるものとする。

(仕様書)

第10 この事業の実施に必要な作業の仕様書は別に定める。

(様式2)

県営林間伐素材販売手数料請求書

年 月 日

振興局長 様

住所

氏名

金

年 月 日の県営林間伐素材の市売等にかかる販売手数料を上記のとおり請求します。

1. 販売数量 m^3
2. 売上額 円
3. 手数料請求内訳

手数料	円
整理費	円
	円
小計	円
消費税	円
手数料合計	円

4. 銀行振込先

銀行名(支店名) 銀行 支店

口座の種類・番号 普通・当座

(フリガナ)

口座名義

県営林間伐素材生産販売事業委託契約書

収 入
印 紙

- 1 委託番号 第 号
- 2 委託名
- 3 委託箇所 市(郡) 町 地内
- 4 委託料 ¥
(うち消費税及び地方消費税額 ¥)
- 5 契約保証金 ¥
- 6 委託期間 年 月 日から
年 月 日まで

上記の作業について、委託者 を甲とし、
受託者 を乙として、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記
の条件により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

委託者(甲) 印

受託者(乙) 印

条件

(総 則)

第1条 乙は別紙仕様書及び図面又は設計書及び甲の指示に従って、頭書の委託料をもって、委託期間内に作業を完了しなければならない。

(契約保証金)

第2条

免除の場合：

甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

納付の場合：

乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は本契約により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの（甲の書面による承諾を得た場合）及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算要領に基づき、甲が支払を予定している日の2日前（「長崎県の休日」を定める条例）に規定する休日を除く。）の財務会計端末機の運用時間終了時に審査入力を行っているものについて、生ずるものとする。

(現場代理人)

第4条 乙は作業に着手するときは、現場代理人を定め契約締結後7日以内に現場代理人等決定(変更)通知書(様式第5号)及び作業工程表(別紙様式)を、契約担任者に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 現場代理人は契約の履行に関し、作業の監督を行う職員（以下「監督員」という。）の指示に従い、作業現場の監督を行うほか、その権限に基づき当該作業に関する一切の事項を処理するものとする。また、現場代理人は作業日毎の作業日報を整理すること。

(実施調査等)

第5条 甲は必要があると認めるときは、委託作業の実施状況、委託料の使途、その他必要な事項について報告を求め、調査することができる。

(作業の変更、中止等及び設計図書等の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して設計図書等を変更し、もしくは作業を一時中止し、又は打ち切る事ができる。

この場合において、甲は必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託料及び委託期間の変更方法等)

第7条 委託料及び委託期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

(素材の出荷及び販売)

第8条 乙は、甲が指定した木材市場等に素材を出荷し、元口に県営林材であることを示す表示をして出荷先で定められた市売日に市売りするものとする。なお、市場販売手数料は出荷先の規程によるものとする。

乙が販売する場合

また、乙は前項の実施にあたり、次の項を併せて通知するものとする。

(1) 市売結果等による精算書及び販売手数料請求書(様式2)を市売等の販売を行った日から15日以内に提出。

(2) 乙は市売結果等による精算書及び販売手数料請求書(様式2)の提出を受けた日から15日以内に市売結果等による精算書及び販売手数料請求書(様式2)を甲あて提出するものとする。

(3) 甲は、市売結果等による精算書及び販売手数料請求書を確認のうえ、乙に対して販売代金の納入通知書を発行する。

(4) 乙は、納入通知書により甲の指定した納入期限日までに、販売代金を納入しなければならない。

(5) 乙は、納入期日までに販売代金を納入しないときは、販売代金に対し納入期限日の翌日から納入の日までの日数に応じ年 . %の割合で計算した延滞利息を甲に納入しなければならない。

(6) 乙の委託販売に伴う手数料は、市売等価格の . %とする。

木材市場等から甲に直接市売結果等による精算書を提出する場合

また、乙は木材市場等に対し、市売等を行った日から30日以内に市売結果等による精算書及び販売手数料請求書(様式2)を振興局長あて提出するよう依頼し、次の各項を併せて通知するものとする。

(1) 木材市場等は市売等販売を行った日から30日以内に市売結果等による精算書及び販売手数料請求書(様式2)を振興局長あて提出するものとする。

(2) 振興局長は、市売結果等による精算書及び販売手数料請求書を確認のうえ、木材市場等に対して販売代金の納入通知書を発行する。

(3) 木材市場等は振興局長の指定した納入期限日までに、販売代金を納入しなければならない。

(4) 木材市場等は納入期日までに販売代金を納入しないときは、販売代金に対し納入期限日の翌日から納入の日までの日数に応じ年 . %の割合で計算した延滞利息を振興局長に納入しなければならない。

(災害防止等)

第9条 甲は作業の実行上災害防止のため及び事故発生時に、乙に対して所要の措置を求めることができる。この場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。

なお、事故報告については土木部事故報告書様式を準用するものとする。

(作業完了の届出)

第10条 乙は委託作業を完了したときは、作業完了届け及び甲が指示する書類等を速やかに甲に提出するものとする。

2 甲は作業完了届を受領したときは、その日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに完了検査を行い、完了と認める場合は、委託作業完了確認書(様式1号)により乙に通知するものとする。

3 完了検査の結果、委託作業が完全に実施されていないと認められたとき、乙は、甲の指定する期間内にその指示に従い速やかに手直しをしなければならない。

前2項の規定は本項の規定による手直しについて準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合も含む。)の検査及び前項後段の補正に要する費用は乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払い)

第11条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による委託

業務完了確認書の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は前項の規定による委託料を乙が提出する適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

(部分払)

第 12 条 乙は、作業の完了前に、出来高部分に相当する委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、部分払金を請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中 回を超えることができない。

2 乙は、部分払金を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内、乙の立会の上、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

4 乙は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受領した日から 30 日以内に部分払金を支払うものとする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 第 1 項の委託料相当額 × 9 / 10

委託料相当額 = A × (C / B)

算式の符号

A 委託料

B 設計金額

C 検査調書に基づいて設計書より算出した既済部分に対応する金額

6 第 4 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額から既に部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

7 乙は、部分払金をこの業務に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(契約不適合責任)

第 13 条 甲は引き渡された成果物(引渡しを要しない場合にあつては、甲が完了確認をした作業(無形目的物)をいう。以下同じ。)が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し成果物の修補、代替物の引渡し(引渡しを要しない場合にあつては、代替の作業(無形目的物)の実施をいう。)又は不足分の引渡し(引渡しを要しない場合にあつては、不足分の作業(無形目的物)の実施をいう。)による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならないことを目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第 1 項又は第 3 項の規定は、引き渡された成果物の契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)が甲の提供した材料の性質又は甲の与えた指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 甲は引き渡された成果物に関し、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)であるときは、当該不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が甲に成果物を引き渡した時(引渡しを要しない場合にあつては、甲が作業の完了確認をした時)において、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第 14 条 甲は、作業が完了するまでの間は、次条又は第 16 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、作業に着手すべき期日を過ぎても作業に着手しないとき。

(2) 委託期間内に作業を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第 13 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき

(甲の催告によらない解除権)

第 16 条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) この契約の作業を完了させることができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の作業完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第 19 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 17 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第 18 条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成 22 年 9 月 13 日施行)別表 1 に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合は、乙は委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の催告による解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を超過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 20 条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 21 条 甲は、この契約が作業の完了前に解除された場合において、甲が利益を受ける可分な成果物がある場合は、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既済部分(引渡しを要しない場合にあっては、甲が利益を受けるとして完了確認をした作業の既済部分をいう。)に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

2 甲は、作業の完了時にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 委託期間内に作業を完了することができないとき。

(2) 引き渡された成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第 15 条又は第 16 条の規定により作業の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 15 条又は第 16 条の規定により作業の完了前に契約が解除されたとき。

(2) 作業の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、委託料に対し年パーセントの割合で計算した額を乙に請求することができるものとする。

6 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(第三者におよぼした損害)

第 23 条 作業の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙の損害賠償請求等)

第 24 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第 19 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 甲の責めに帰すべき事由により、第 11 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、年パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(乙の請求による委託期間の延長)

第 25 条 乙は、天候の不良、関連作業の調整への協力その他乙の責に帰することができない事由により委託期間内に作業を完成することができないときは、その理由を明示した書面(様式 2 号)により、甲に委託期間の延長の変更を請求することができる。

(甲の請求による委託期間の短縮等)

第 26 条 甲は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮の変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により委託期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる委託期間に満たない委託期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は乙に 損

害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(個人情報保護)

第 27 条 乙は、この契約による作業を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第 28 条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(指導及び監督)

第 29 条 甲はこの契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(費用の負担)

第 30 条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(協議)

第 31 条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則(昭和 39 年長崎県規則第 23 号)の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。